



西南女学院 100 周年記念ロゴマーク使用ガイドライン

西南女学院 100 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、100 周年記念事業を学内外に広く発信することを目的として制定しました。

【管理】

ロゴマークの管理担当窓口は、法人本部広報課（以下「広報課」という。）とし、ロゴマークについて次の管理を行います。

- ・ ロゴマークの管理
- ・ ロゴマークの使用に関する事務と情報管理
- ・ ロゴマークの使用に関する相談・アドバイス
- ・ ロゴマークの使用に伴う問題や使用制限などの検討・決定など

【使用の基準及び制限】

ロゴマークは、できるだけ多くの皆様に広い範囲で使用してもらうことを基本としていますが、次に該当する場合は、使用の制限を行うことがあります。

- ・ ロゴマークあるいは西南女学院の信用または品位を損なう恐れがあるとき、又は公共の利益に損害を与える恐れがあるとき
 - ・ 法令及び公序良俗に反する、又は、その恐れがあるとき
 - ・ 政治、宗教、思想等の活動などに関連した使用行為の恐れがあるとき
 - ・ 西南女学院以外の事業所等が、自己のロゴマークや商標・意匠として使用する恐れがあるとき
 - ・ 西南女学院の事業であるかのような誤解、誤認を与える恐れがあるとき
 - ・ 虚偽の申請や不正な方法で承認を受けたとき
 - ・ 使用後、マークの変形や提出と異なる使用が認められたとき
 - ・ その他、不適正な使用が行われた、又は、行われる恐れがあるとき
- * デザインの規定等については、ロゴマークデザインマニュアルをご覧ください。
- * ロゴマークは西南女学院のイメージアップを図ることを目的とするものです。使用する人や物の品質やサービス等の内容などを保証するものではありません。
- * ロゴマークの使用に伴って生じたトラブル等については、使用者が責任を負うこととします。

【使用の範囲】

ロゴマークは、西南女学院が設置する学校、同窓会、後援会及びこれらに準ずる機関（以下「本学院」という。）が主催する行事のポスターやパンフレットなどの制作物やその成果を発表・公開する際に使用することができます。西南女学院のイメージアップを図ることを目的にしているものであれば、グッズ、シール、パッケージなどにも使用できます。ただし、商品化の場合は、広報課まで必ず事前にご相談ください。

〔使用例〕

- 1 本学院が発行する文書、印刷物、ウェブサイト
- 2 本学院の教職員、学生、生徒がそれぞれの学校の業務及び教育・研究活動において使用するもの（名刺、封筒・便箋、プレゼンテーション、各種テンプレート等）
- 3 本学院が作製する文具類等のノベルティグッズ
- 4 本学院に所属する教職員、学生、生徒、園児の団体の活動に使用するユニフォーム・用具類等
- 5 その他本学院が承認する団体の 1～4 に関連するもの

【使用できる者】

- 1 本学院の教職員、学生、生徒、園児
- 2 本学院が承認する団体等

【使用料】

ロゴマーク使用は、原則として無償とします。

【使用手続き】

- 1 メディア、新聞、雑誌等の媒体での使用及び学外の方で使用をご希望の場合は、ロゴマーク使用届出書に記入のうえ、問い合わせ先までご提出ください。
- 2 使用後に次の提出をお願いする場合がございます。
 - ・ ロゴマークを使用し作製したもの（写し・画像も可）※学内 LAN にテンプレートとして既に作製しているものは除きます。（名刺等）
 - ・ 使用報告書

* 使用基準に反するものがある場合は、使用の差し止めや回収等、必要な措置を講ずる場合があります。

* 学外の方でロゴマークの使用をご希望、又は、使用について疑義がある場合には、広報課（093-583-5066）までご相談ください。

